## 環 境 省告示 第十 六 号

する場合 れ 十三号)第二十六条 た放 平 成 射 二十三年三 性物 の 措 質に 置 を よる 月十一 次 第一 の 環 ように定 日 項 境 第七 に の 2発生し 汚 め、 号及び第二 染 ^ 公 の た 東 布 対 北 の 処 に 項 地 日 方太平 第七 . 関 か ける特 号イ 適 . 洋 用 す 沖 の 別 規 地 措 定 置 震 に 法 に伴う原子力発電 基づ 施 行 き、 規 則 特 ( 平成二十三年 定 廃 棄 所 物 の 事 の 埋 故 · 環 立 に 処 境 ょ IJ 分を終了 省 放出 令 第三 さ

5

平 成 二十五年二月二十八日

環 境 大臣 石 原 伸 晃

特 定 廃 棄 物 の 埋 立 処分を終了する場合の措 置

放 射 能 濃 度 の 合計が 十万ベクレ ĺ٧ 毎キ ログラ 厶 を 超える特 定 廃 棄 物 の 埋立処分を終了す る 場 の

## 措 置

第 放 部 出 条 さ 埋 立 れた 第二十六条第一 平成二十三年三月十 放 地 射 を 区画 性 物 質 し に て 項 第 埋 ょ 七号の る環 立 日に発生 処 分 境 環 を行う場 の 境 汚 . 染 大 U 臣 た ^ 合に が の 東 定 北 対 める は 処 地 に 方 措置 太平 埋 関 立 す る特 洋 処分 ιţ 沖 が 次 別 地 終了 震 に 措 掲 置 に伴う原 L げ 法 た る 施 要 X 行 件 規 画 子 力 に を 則 係 備 発 以 え 電 る 開 た 下 所 覆 の 部 規 事 l1 に に 則 故 限 ょ に ಠ್ಠ 1) لح ょ 開 1) 61

日 本工業規 格 Α 〇八 (コンクリ ı 1 の 圧 縮 強 度 試 験 方 法 によ ij 測 定 L た 軸 圧 縮 強 度 が 以下同

を

閉

鎖

することとする。

平 方ミリ メー **|** ル につき二十五ニュ Ī トン以上で、 水密性 を有する鉄 筋コンクリ ĺ 1 で 造られ

か つ、 その厚さが三十五センチメー トル以上であること又はこれと同等以上の 遮 断 の 効 力を 有

すること。

自重、土圧、 水圧、 波力、 地震力等に対して構造 耐力上安全であること。

 $\equiv$ 埋 め立てた特 定 廃 棄物 と接する 面 が 遮水 の 効力及び 腐 食防止 の 効力を有する材料で十分 に 1覆わ

れていること。

四 地 表 水、 地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐 食防止のための措置が講じられていること。

五 放 射 線 障 害防 止のために必要な放射線 の 遮蔽 の 効 力を有すること。

公共の水 域 及び地下水と遮断され 7 ١J る場 所 以 外 で の 場 所 に お しし て放射能濃 度の合計が十万ベクレ

ル 毎 Ŧ ログ ラム以下である特定 廃 棄物 の 埋 立 処 分を終了 する 場合の 措 置

第二条 規 則 第二十六条第二項第七号イ本 文 の 環境大臣が定める 措置 は、 次に . 掲げ る要件が · を 備 え た 覆

いにより開口部を閉鎖することとする。

厚さが おお む ね五十センチメートル 以上の土壌その他これに類するものであること。

放 射 線 障 害 防 止 の た めに 必要な 放射 線 の 遮 蔽 の 効 力 を有すること。

第三条 規 則 第二十 六条 第三 項 第 号及 び ) 第 四 項 第 号の 規 定に よりその 例 に よることとされ る 規 則

第二十六条第二項第七号イ本文の環境大臣が定める措置 は 前 条第 号に掲げる要件を備え た 覆 61

に ょ ij 開 [部を閉る 鎖することとする。

公共 の 水 域及び地下水と遮断されている場 多所に お ١J て放射能 濃 度 の合計が十万ベクレル毎キログ

ラム以下である特定 / 廃棄物 の 埋立処分を終了する場合の 措 置)

第四条 規則 第二十六条第二項第七号イただし書の環 境大 臣が定める措置は、 第 一 条各号に掲げ る 要

件 を 備 え た 覆 ١J により 開 口部を閉鎖することとする。

第五 第二十六条第二項第七号イただし書 条 規則 第二十六条第三項第一 号及び第四項 ー の 環 境大臣が定める措置 第一号の規 定に ば、 よりそ 第 一 条第一号から第四号までに の例によることとされ る規 . 掲 則

げる要件を備えた覆いにより開 口部を閉鎖することとする。